

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	敬川地区敬川集落	令和3年3月24日	○年○月○日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年12月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=5)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が全体の40%に上る。

また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者のうち後継者未定となっている耕作面積が多く、中心経営体の経営基盤の強化と新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

敬川集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体と認定新規就農が耕作しているが、現状維持またはこれまで以上に中心経営体に集約するためには、基盤整備の実施が必至である。
また、水稻の農作業受委託を請け負う認定農業者が作業の一部を実施しており、担い手不在農家の要請に応えていく必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して60%が「わからない」と回答している。特に、敬川、新屋川及び県道に囲まれた農地については、遊休化した田も多く存在することから、今後の農地保全の方向について、農地所有者への意向確認が必要である。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「わからない」が60%、「必要である」が40%となっている。
昭和50年以降、市内各所では、圃場整備事業が実施され、生産性の向上等が図られてきたが、当集落では実施されていない状況がある。このため、水田及び用排水路の機能が十分に発揮されない、または、機能不全となっている個所も存在し、これが当集落の水田の遊休化や担い手の参入の阻害要因になっている。
また、当集落では、約2kmに及ぶ用水路の管理の負担が大きい上に、耕作者の減少によって、現在の耕作者への負担が極めて大きくなっている。
このことから、今後の当集落の農地保全にあつては、圃場整備は必至である。

■新規・特産化作物の取組方針

現在の圃場条件においては、水稻生産を基軸とした取組みを継続する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

近年、イノシシの被害が発生し、個々で対策を講じている。
しかしながら、敬川、新屋川及び県道に囲まれた農地については、遊休農地が散在し、これがイノシシの棲み処となり、被害が拡大する傾向にあるため、当該農地の全体を囲う防護柵の整備を早急を実施していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、60%が担い手への農地集約の意向を示している。
現在の耕作者が担い手不在農地を引き受けることにより、農地を保全してきたが、点在する遊休化した農地や基盤整備の遅れから、限界感がある。
このため、集落内の耕作者及び行政が、耕作の維持及び営農条件の改善に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

農地所有者または水稻生産実施計画書提出者を対象に、当集落の今後の農地・農業保全に係る意向調査を実施し、現在の作作者に地権者を加えて、当集落の農地保全のあり方を検討していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		1.1 ha		1.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。